

佐賀県告示第二百十七号

佐賀県森林病虫害等防除事業補助金交付要綱（昭和五十三年佐賀県告示第五百七十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月十二日

佐賀県知事 古 川 康

第一条の次に次の一条を加える。

（定義）

第一条の二 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。

二 役員等 次に掲げる者をいう。

イ 法人にあつては、役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者

ロ 法人格を有しない団体にあつては、代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者

ハ 個人にあつては、その者及び営業所を代表する者

三 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。

第二条の見出しを「（補助金の交付の対象となる事業等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 補助金の交付を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、補助の対象としないものとする。

一 暴力団

二 役員等が次のいずれかに該当する者

イ 暴力団員

- ロ 暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者
 - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ニ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ホ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ヘ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - 三 前号イからハまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者
- 第四条の次に次の一条を加える。

(誓約書の添付)

第四条の二 第三条第一項及び前条第二項の補助金交付申請書には、知事が特に認めた場合を除き、誓約書(様式第五号の二)を添付するものとする。

様式第一号の注を次のように改める。

- 注 1 誓約書(様式第5号の2)を添付すること。
- 2 委任されて駆除を実施した者は、委任されたことを証する委任状の写しを添付すること。
- 3 薬剤費とは、薬剤購入費、調査費及び薬剤運搬費の合計額をいう。
- 4 事業雑費とは、伐倒1種の場合においては労災保険料及び消耗品費の合計額をいい、伐倒2種の場合においては労災保険料、消耗品費並びにチェーンソー損料及び燃料費の合計額をいう。
- 5 諸経費とは、労務厚生費(労災保険料を除く。) 測量費及び現場管理費の合計額をいう。
- 6 仕入税額控除の対象となる仕入れに係る消費税等相当額を除いて申

請する場合は、実施に要した経費欄の上部に当該仕入れに係る消費税等相当額を含む金額を（ ）書きで記入すること。

様式紙三の五のウのイのウのウ。

注 1 誓約書（様式第5号の2）を添付すること。

2 委任されて駆除を実施した者は、委任されたことを証する委任状の写しを添付すること。

3 事業雑費とは、労災保険料、消耗品費並びにチェンソー損料及び燃料費の合計額をいう。

4 販売収入とは、チップ用として販売した原木代金をいう。（委託契約書添付のこと。）

5 諸経費とは、労務厚生費（労災保険料を除く。）測量費及び現場管理費の合計額をいう。

6 仕入税額控除の対象となる仕入れに係る消費税等相当額を除いて申請する場合は、実施に要した経費欄の上部に当該仕入れに係る消費税等相当額を含む金額を（ ）書きで記入すること。

様式紙三の五のウのイのウのウ

「5 収支予算書 別紙3のとおり

ウのウのウ。

注 誓約書（様式第5号の2）を添付すること。」

様式紙三の五のウのイのウのウ。

注 1 申請者に係る誓約書（様式第5号の2）を添付すること。

2 申請者が委任されて駆除を実施した者である場合は、委任されたことを証する委任状の写しを添付すること。

3 薬剤費とは、薬剤購入費、調合費及び薬剤運搬費の合計額をいう。

4 事業雑費とは、伐倒1種の場合においては、労災保険料及び消耗品費の合計額をいい、伐倒2種の場合においては、労災保険料、消耗品費並びにチェーンソー損料及び燃料費の合計額をいう。

5 委任状 別紙

6 諸経費とは、労務厚生費（労災保険料を除く。）測量費及び現場管理費の合計額をいう。

7 仕入税額控除の対象となる仕入れに係る消費税等相当額を除いて申請する場合は、実施に要した経費欄の上部に当該仕入れに係る消費税等相当額を含む金額を（ ）書きで記入すること。

様式第五号の次に次のとおり定める。

注 1 申請者に係る誓約書（様式第5号の2）を添付すること。

2 申請者が委任されて駆除を実施した者である場合は、委任されたことを証する委任状の写しを添付すること。

3 事業雑費とは、労災保険料、消耗品費並びにチェーンソー損料及び燃料費の合計額をいう。

4 販売収入とは、チップ用として販売した原木代金をいう。（この場合委託契約書を添付のこと。）

5 委任状 様式第4号の注の5の委任状に同じ。

6 諸経費とは、労務厚生費（労災保険料を除く。）測量費及び現場管理費の合計額をいう。

7 仕入税額控除の対象となる仕入れに係る消費税等相当額を除いて申請する場合は、実施に要した経費欄の上部に当該仕入れに係る消費税等相当額を含む金額を（ ）書きで記入すること。

様式第五号の次に次の1様式を追加する。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(7)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

佐賀県知事

様

〔法人、団体にあつては、事務所所在地〕

住 所

〔法人、団体にあつては、法人・団体名及び代表者名〕

(ふりがな)

氏 名

印

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。この様式に記載された個人情報、森林病虫害等防除事業の事務のため及び上記の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、あなたが県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の佐賀県森林病害虫等防除事業補助金交付要綱の規定は、平成二十三年度分の補助金から適用する。